

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳までの方は、いずれかの公的年金に加入しなければなりません。

既に就職して厚生年金や共済年金などに加入している方を除き、20歳になったときは国民年金に加入することになります。

年金事務所から国民年金加入の案内が届きますので、町民生活課保険年金担当へ資格取得の届け出をしてください。手続きが済むと、後日年金事務所から年金手帳が郵送されます。

保険料はいくら？

平成23年度は、月額15,020円です。

納付方法は？

① 納付書による納付 ② 口座振替 ③ クレジットカードによる納付など
※前もって保険料を納めると、保険料が割引となる前納制度もあります。

年金は老後だけのもの？

年金の保証は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は、障害基礎年金が支給されます。また、被保険者の方が亡くなった場合は、遺族の方に遺族基礎年金や死亡一時金が支給される制度もあります。

保険料は所得控除の対象になります。

国民年金に加入している方が納めた保険料は、家族の分も含めて全額が「社会保険料控除」として所得税などの控除対象となりますので、確定申告などの際に忘れずに申告してください。

免除・納付猶予制度があります。

保険料を納付するのが困難な場合は「免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6561 (埼玉県国民年金電話相談センター)
町民生活課保険年金担当 ☎62-1232

子どもの具合が悪いときの 上手なお医者さんの かかり方



① かかりつけ医を持ちましょう

「かかりつけ医」とは身近にいて、気軽に健康相談をしたり、病気の初期的な治療をしてくれるお医者さんのことです。普段の子どもの様子を把握していて、病気だけではなく予防接種などの相談にもつてくれます。必要なときには、適切な病院やお医者さんを紹介してもらえます。

② できるだけ診療時間内に受診しましょう

昼間、子どもの体調がおかしいと思ったら、早めに受診しましょう。休日や夜間の救急医療はあくまでも緊急事態に備えるためのものです。診療には医師以外にも検査技師、薬剤師、看護師などの多くのスタッフがかかわっています。緊急の場合を除き、体制が整っている通常診療時間内に受診しましょう。

③ 休日・夜間に具合が悪くなったときの救急体制などを知っておきましょう

医師会などの協力で平日夜間小児初期救急診療や休日急患当番医があります。急な病気で困ったら受診しましょう。また、病院へ連れて行こうか迷ったら、

小児救急電話相談(電話番号 ^{シニア}#8000または048-833-7911)をご利用ください。経験豊富な看護師が参考になるアドバイスをしてくれます。

④ 子どもの症状や様子がわかる人が付き添いましょう

いつから具合が悪いのか、発熱や体の痛み、食事の状況、飲ませた薬などの説明をできる人がいっしょに行くと診察がスムーズに受けられます。

⑤ 診察を受けるときに持っていくと便利なもの

- ・保険証、母子健康手帳、こども医療費受給資格証等、診察券
- ・体温、症状を書いたメモ、飲んでいた薬、着替え、タオル、紙おむつ、ティッシュペーパー、ビニール袋、おもちゃなど

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233